

Justice

What's the Right Thing to Do

By Micheal J. Sandel

互いに負うものは何か？ ～ 忠誠のジレンマ～

1. 3つの観念
2. 正義と道徳 by サンドル
3. リベラリズム
4. 無知のベール by ロールズ
5. 連帯の義務 by サンドル
6. 共同体主義
7. 物語る存在 by アマデラス・マッキンタイア
8. 連帯責任と愛国心
9. 忠誠のジレンマ

1. 3つの観念

幸福の最大化	自由の尊重	美徳の促進
功利主義	リベラリズム	共同体主義
ベンサム、ミル	ロック、カント、ロールズ	アリストテレス、サンドル
最大多数の最大幸福	選択の自由	共通善

2. 正義と道徳

我々は自主的に同意した義務しか負わない
『自由で負荷なき自己』などではなく、
コミュニティーの中で生じる『**連帯の義務**』を
同時に負っているのである。

コミュニティーの中で何が善・幸福であるか

3. 自由な自己が負うべき責任

道徳的個人主義

自らの意志で背負った責務のみを引き受けること

↓
共同体の一員としてのアイデンティティを自分から切り離す。

共同体から自由だからこそ人間は自らの善・幸福を選ぶことができる。

4. ロールズの自由構想

一人一人を**自由で独立した自己**とみなし、道徳の原理には踏み込まず、中立的な正義の原理を構想。

“無知のベール”

5. 連帯の義務

人間は生まれながらに重荷を負った自己であり、自ら望まない**道徳的要求**を受け入れなければならない。



家族、国家といったコミュニティーへの**忠誠心や一体感**から生まれる義務



6. 共同体主義

道徳の現地を排しては、正義の原理を論じることはできない



自由主義
道徳の原理と正義の原理を独立化

7. 物語る存在

By アマデラス・マッキンタイア

我々は、ある程度のまとまりと首尾一貫性を持った、自らの物語の中を
生きている存在

過去—現在—未来

人間の物語はアイデンティティの源であるコミュニティーの物語の中に埋め込まれている

“私の人生の物語は他人の物語と関わりがある”

物語る存在≠自由な存在としての自己



8. 連帯責任と愛国心

国民同士は互いに、他国民に対する義務より大きな責務を負っているだろうか？

連帯の責任とはコミュニティー内に関わらず対外的な負う
=過去の同国人に変わって負う責任



9. 忠誠のジレンマ

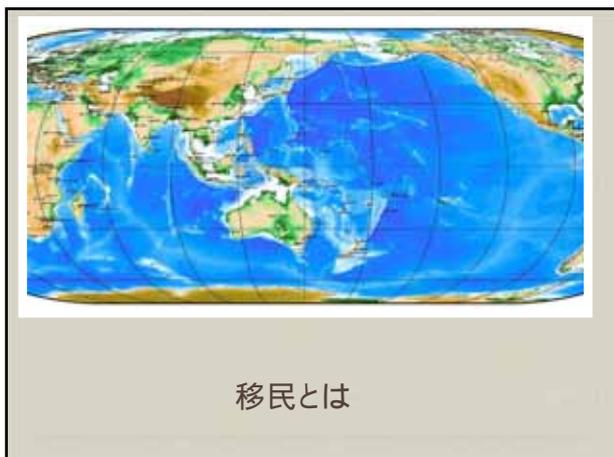
どのコミュニティーに対して責任を負うのか？

の例 自国に故郷 > 自国の軍

の例 自分の兄 > 自国の治安

の例 自国の治安 > 自分の兄

「忠誠であること」と「道徳的責任」を比較しても、どちらが勝が決められない。



移民の定義

・難民(ILO難民条約より一部抜粋)

「人種、宗教、国籍、政治的意見やまたは特定の社会集団に属する等の理由で、自国に在ると迫害を受けるかあるいは迫害を受ける恐れがあるために他国を逃れた」人々

- 「恐怖からの自由」を求めて非自発的に出国する人々

・移民:

- 別の国により良い生活を求めて自発的に出国する人々
- 「欠乏からの自由」を求める人々

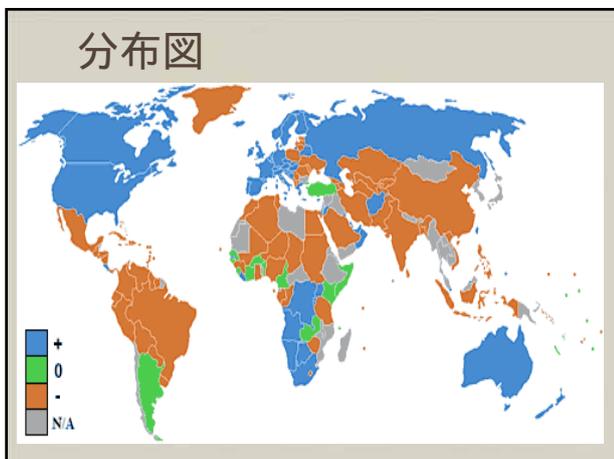
歴史

- ☞ 1850年以前: 国民国家形成(国民と移民の区別化)
 奴隷制度の活発化。(移民の前身)
- ☞ 1900年代以降: 産業革命→新天地開拓への移住。
 ~ 1945年: WW の影響で移民減少。
 1945年~ : 移民活発化。(経済復興、高度経済成長期)
- 1945年~70年代初頭:
 旧植民地→先進国への労働移動。(移民 = 労働移民)
- 1970年中期~ : 労働移民、家族移民、難民、亡命者等、
 移民の活発化。
 ←ここから移民概念の複雑化。

今日の移民全体統計

- ☞ 国連の移民統計によると...

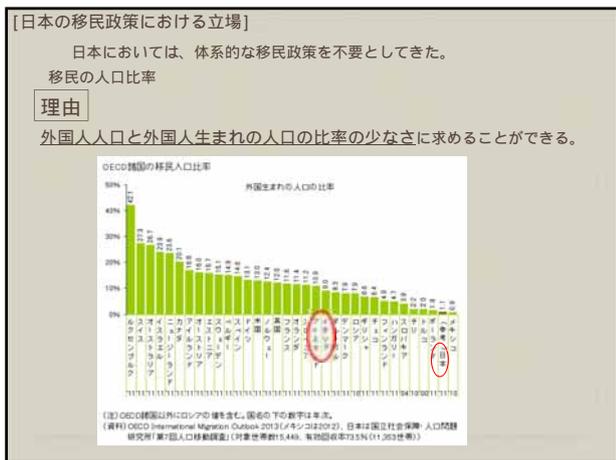
2010年の国際移民数
 2億1400万人(世界人口の3%)



日本の移民統計

国連の移民統計によると...

- ・移民流入数 世界21位(世界192か国中)
 上位に米、伊、露、独、仏 の先進国
- ・移民人口比率 世界157位(世界192か国中)
 上位にマリアナ、クウェート等。

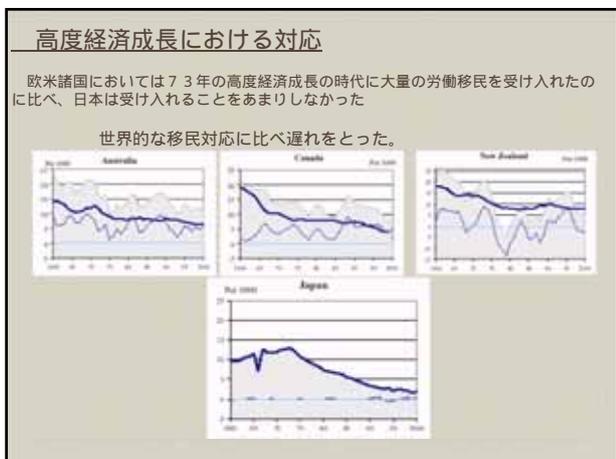


自国をどのように捉えているか？

<移民国家の定義>

- 移民で成り立つ国
- 入国時に永住を許可する「移民」を受け入れる国
- 入国時に永住を許可されなくても、一定の滞在期間の後に永住を許可されたり、帰化して国籍を取得したりする人を含めた事実上の「移民」が多い国

移民国家ではないとの自己規定を確立し、統一的政策も打ち出さない。



[移民政策とは？]

- 外国人の入国に関する入管政策
- 社会参加に関する統合政策

この二つの政策に対して個別的対応している。

↓

多文化共生政策 移民と受け入れ社会との関係における立場として
日本は**統合政策的な立場**をとっている。

具体例：地域における多文化共生推進プラン（総務省主導）

<理念>
国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていく

- マイノリティメンバーが、社会制度を通じて、どの程度までその出身の文化的・言語的アイデンティティを保持・発展させるかを自ら選択する機会を提供する
- 移民が他の住民と同じ条件で労働・住宅・社会福祉・教育を提供する
- 移民とその他の住民相互の寛容と連帯を含み、社会発展のパートナーとして、移民が政治生活に積極的に参加する十分な機会が与えられ、独自の文化活動の機会が拡大され、外国人排斥や民族差別に抗して、強固な民族関係を促進する

自治体レベルにおいては条例の制定なども行われているが、国の法改正が必要な問題は手つかずの状態にある。

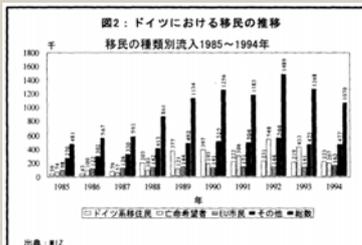
[ドイツ移民の歴史]

55年：ドイツ連邦雇用庁が外国人労働者の募集を始めて以来、在ドイツ外国人数が急速に増加した。約200万人を超えるトルコ系（ガストアルバイター）移民労働者がドイツに流入した。

70年代：外国人労働者の募集が停滞した後も、家族の呼び寄せ、または世界中の戦争、内乱、独裁制などからの亡命希望者の急速な増加を背景として、ドイツにおける外国人の住民の数は年々増加する傾向にあった。

80年代：東欧からのいわゆるドイツ系移民が徐々に増加

85年以降：ドイツ統合後の激増によってさらに移民は増加



流入移民の内訳



[ドイツにおける移民関連法]

新外国人法：90年成立。移民の第2、第3世代にもドイツ国籍の付与を認める法律

アムステルダム条約：97年成立。シェンゲン協定を組み入れる。欧州連合域内での移動の自由が確立する。ドイツは労働者の流入を認容した。就職の平等も認められる。

新移民法：04年成立。移民のドイツ社会への統合を支援、促進するための統合コースの規定を設けた法律。経済移民一般の受入れ要件を厳しくしたものとなっている。

事実上、自らを移民の受入国として認める

統合コースの規定を設けたこと

[ドイツにおける移民政策]

統合コース

ドイツ憲法への忠誠や現代ヨーロッパ社会の価値観を共有できるかを問うテスト。

統合コースの構造

統合コース＝ドイツ語コース(600時間)＋オリエンテーションコース(30時間)

ドイツ語コース

- ドイツ語コースは100時間ずつの6段階(A1.1, A1.2, A2.1, A2.2, B1.1, B1.2)
- 学習進度はフルタイムコースかパートタイムコースでの影響、コースの切り替えは可能
- ドイツ語コースでは講師の監督下で職業訓練が可能(ただし、授業にカウントされない)

オリエンテーションコース

- 法外、歴史、文化等を学ぶ

統合コースのコンセプト

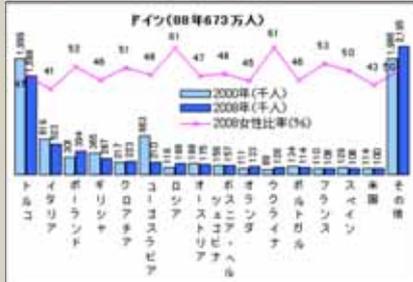
- それぞれの受講者の目標レベルに合わせる

終了証明(統合コース修了証)

- ドイツ語コースは基礎統一試験ZD(Zertifikat Deutsch)取得
- オリエンテーションコースは終了テストあり

2005年施行の統合コース40

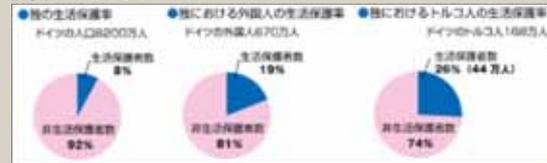
<ドイツの現状>



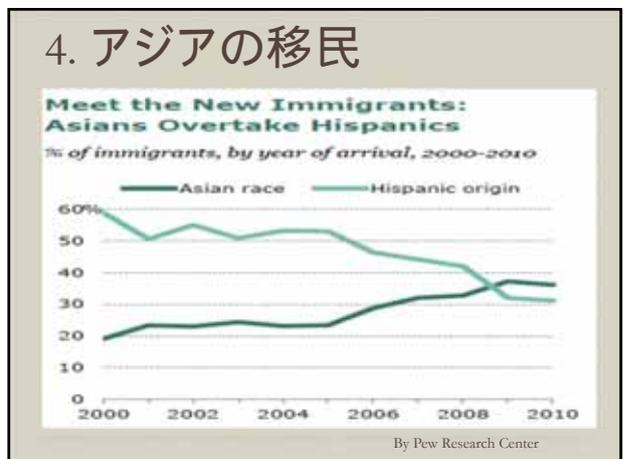
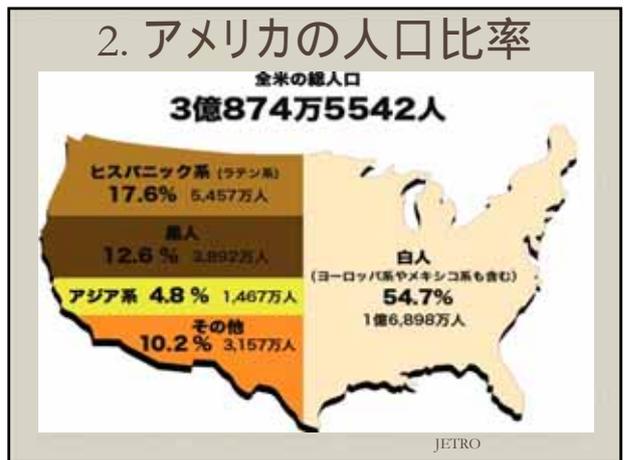
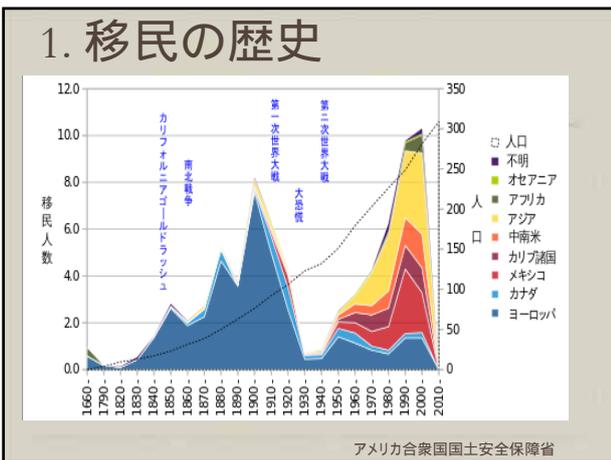
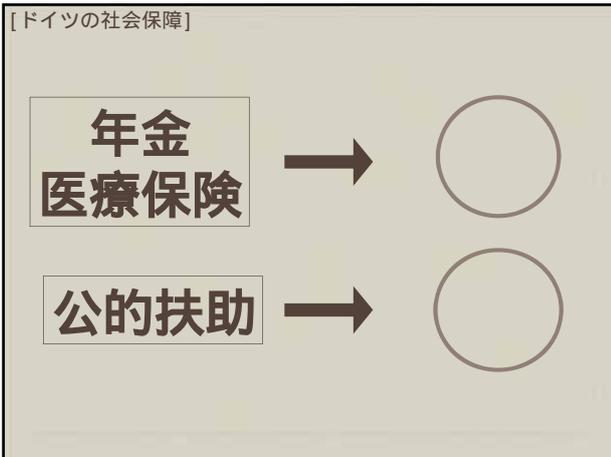
年金を初めとする福祉制度を支え、EU内で経済的競争力を維持するためにも移民を必要とする現実がある。また、ドイツ全企業の約10%が外国人の経営であり、ベルリンの企業の最大グループはトルコ出身者で占められている。

[移民の影響]

・移民の就業率の低さ、社会保障給付の高い利用状況、高等教育や職業教育の修了状況の悪さなど



・文化、文明、民族の特性を全く望まない方向へと変容する可能性がある。
統合コース政策にも表れている。



5. 移民法

市民



移民



外国人



非移民





合法滞在者 不法滞在者

5.1 市民

ほぼ全ての社会保障の給付を受ける

アメリカまたはその属領で生まれた者



帰化した者



親のどちらかがアメリカ市民



議会の立法によって市民権を与えられたもの



5.2 移民

ほぼ全ての社会保障の給付を受ける

合法的に移住し、米国にて永久に居住し、かつ労働することができる者

- 米国市民または合法的永住者の親族
- 一定の技術を有する者
- 難民、長期滞在による恩赦措置を得た者、国外追放停止の措置を受けた者
- 五年間居住した後、帰化手続きによって市民権を得る



5.3 非移民

救急医療を除き、社会保障の給付は受けられない

- 観光客
- 商用のビジネスマン
- 一定の目的のために米国への入国を許可された者



5.4 不法滞在者

救急医療を除き、社会保障の給付は受けられない

- 不法にアメリカに入国した者
- 非移民ビザの条件を破って労働をした者



現在推定1100万人

5.5 外国人の法的地位による社会保障給付の受給可能性

給付	外国人の法的地位							
	合法永住者 (LPR)	家族帰化 (Family Unity)	難民 (Refugee/Asylee)	臨時滞在者 (TPS)	特別永住権 (OED)	帰化申請者 (Naturalization applicant)	不法滞在者 (Unauthorized)	
救急医療給付 (EMT)	○*	○*	○	○	×	○*	×	
補償的医療給付 (SSI)	○	○	○	○	×	○*	×	
失業保険 (UI)	○	○	○	○	○	○*	×	
福祉給付 (Medicaid)	○*	×	○	○*	×	×	×	
医療給付 (Medicaid)	○	○*	○	○	×	×	×	

5.6 アメリカの制度の特徴

外国人の取り扱いが歴史的に変化していることから、移民法自体がとても複雑。

外国人に対し、広く社会保障の給付を認めている。

非移民および不在滞在者は原則として
社会保障の給付を受けられない。



移民問題は古くて新しい問題だが、最近の不法移民問題をめぐる論争を放置しておくわけにはいかない！

6. 新移民制度改革案

約1100万人を上回る不法移民に市民権を享受

➡ **政治的背景、国境警備の強化**

新規H1Bビザの発給枠を8万5千人から**18万人**に倍増

米国の大学で技術系の研修号以上を取得した者の2万5千のH1Bと特別枠

新しい起業家ビザの創設

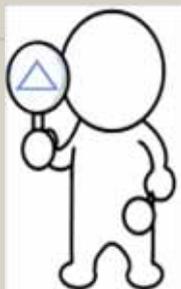
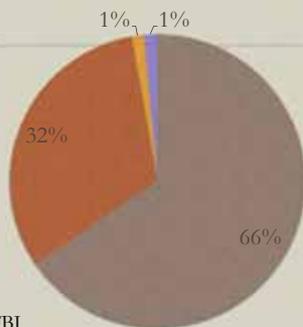
ロটারリープログラムの廃止

➡ **優秀な人材の取り入れ**



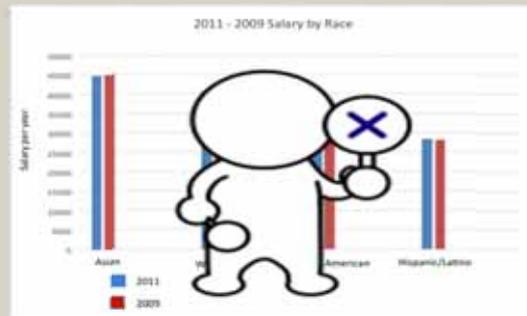
移民を受け入れることのジレンマ?

テロ、犯罪の危険性？



2011 by FBI

一般国民にとって医療費補助や教育費負担が重い？アメリカ国民の賃金低下に繋がる？



By Return to Human Resource Statistics

アメリカ市民の失業率の増加？

業種によっては失業率に影響を及ぼす。

例 工事現場、レストラン、など



特別な技術や高い学歴が必要な業種では競争の促進となる。

7. 今後のアメリカ移民政策

- ☞ 法、国境の警備の強化
- ☞ 政治的要因
- ☞ 犯罪対策
- ☞ 労働力、国の繁栄
- ☞ 国益のため

これらの大きな背景には、アメリカが自体が移民によって作り上げられた移民国家であるということ。

各国の状況 アジア編

シンガポール、マレーシア、韓国

1, シンガポール共和国

概要

- ☞ 人口 518万3,700人(2011年6月末)
- ☞ 面積 710.3 km²(東京23区[621.5km²]をやや上回る規模)
- ☞ 民族構成
華人76.7%、マレー系14%、インド系7.9%、その他1.4%
- ☞ 外国人人口 192万人,37%(2012)
約3分の2はマレーシア人。次いでフィリピン、タイ、インドネシア、スリランカ

1.2 移民政策の歴史

- ☞ 19世紀初頭から移民が経済発展に大きな役割を果たす
- ☞ 1970年代 高度成長が始まり、労働力が不足 →移民制度
非熟練労働者の受け入れ規制に際しては、雇用税・雇用率制
- ☞ 2005年頃 外国人や、外資・富裕層の投資を奨励
- ☞ 2012年1月 就労ビザ発給厳格化 (最低賃金引き上げ)
- ☞ 2012年5月22日 外国人優遇政策の修正 外国人の就労ビザ発行厳格化 永住権優遇修正
- ☞ 2013年9月23 外国人労働者に対する規制を専門職に拡大

1.3 流入移民の内訳





1.3 移民法

☞ シンガポール永住権申請新条件(2012年5月更新)

以下2種より、いずれかの投資条件を選択し、実行できる方

- A: 最低250万SGD で新規事業を立上げるか既存事業の拡大に投資できること
- B: 最低250万SGDを政府承認のシンガポールのベンチャーキャピタルファンド又はシンガポールにベースをおく経済開発を目的とする財団や信託に投資できること

申請者の資格要件

- A) 十分なビジネスのトラックレコード(約30億円:5000万SGD以上の売上 業態により2億ドル)
- B) 起業家としてのバックグラウンド(3年以上の経営実績)と一定の出資比率(未公開企業は30%以上)
- C) 適格なビジネスプランないしは投資プランを有し、実行できること
- D) 当局が認めがたい事業への投資を行わないこと

1.4 現状と、今後の方針

- ☞ 世界で最も少子化が進んでいる国の一つで、政府は労働力確保のため移民を推進
- ☞ 一方で、国民の「格差」に対する不満
「シンガポリアンファースト」
- ☞ 外国人問題が大きくなった(人口急増による公共交通機関の混雑、不動産化価格の高騰、生活習慣の違い)

→移民を規制し、公共交通機関の整備や公団団地の建設に注力

- ☞ しかし、長い目で見れば、日本同様、急速な高齢化社会を迎えるシンガポールにとって(合計特殊出生率は日本よりも低い)人口増は国家運営上の絶対条件であり、それには外国からの移民の力が必要

2, マレーシア

概要

- ☞ 人口 2,855万人(2011年, 出所: マレーシア統計局)
- ☞ 面積 329,735 km²(日本の0.87倍)
- ☞ 民族構成 マレー系65.1%、中国系26.0%、インド系7.7%
- ☞ 言語 マレー語、英語、中国語、タミール語
- ☞ 外国人人口 約312万人,12%(2007)(シンガポールに次いでアジア2位)

約3分の2はインドネシア人。少数のバングラデシュ、フィリピン、タイ



2.2 移民政策の歴史

- ☞ 1960年代から安定して経済が発展していったが...
都市部の熟練労働者が海外へ流出
不足した労働力を補うため農村の労働者が都市に流入
農村において労働力が足りなくなる
という連鎖現象が発生
プランテーションにおいてインドネシア人を中心に雇用が進む
- ☞ 1980年代 外国人労働者は製造業や建設業にも携わるようになり、周辺各国から大量に流入
結果として1980年代中頃に移民送出国から移民受入国に変容
- ・1990年代 外国人雇用凍結、密入国者やその雇用主に対して厳罰化、不法滞在者のアムネ스티(合法化)

MM2Hプログラム

[50歳未満]

・必要証明書類: RM500,000(約1,300万円)以上の流動資産に加え、RM10,000(約26万円)/月以上の国外での収入があることを証明する書類。

・ RM300,000(約780万円)の定期預金の開設(*定期預金開始から1年後、不動産の購入やマレーシアでの子女の教育、医療のためなど、認められた支出のための引き出しは、預金半額のRM150,000(約390万円)まで許可がされる。RM150,000以上の残額を口座に維持する必要がある。)

[50歳以上]

・必要証明書類: RM350,000(約910万円)以上の流動資産に加えRM10,000(約26万円)/月以上の国外での収入があることを証明する書類。引退された方は、政府が承認している公的年金基金からRM10,000(約26万円)/月以上の年金収入があることを証明する書類。

・ RM150,000(約390万円)の定期預金の開設。(*但し、上記公的年金のRM10,000(約26万円)/月以上の収入があれば定期預金開設は不要)(*定期預金開始から1年後、不動産の購入やマレーシアでの教育、医療のためなど、認められた支出のための引き出しは、RM50,000まで許可がされる。残高RM100,000を維持する必要がある。)

[共通条件]

マレーシア国内の病院、クリニックは指定された診療所からの健康診断書の提出

2.3 現状と、今後の方針

- ☞ 近隣国からの密入国は絶えず、現在不法滞在者は100万人を越える
→マレーシア経済が現在も外国人労働者に構造的に依存している
- ☞ 一方で先進国への熟練労働者流出は続き、労働力のコントロールは国家の最重要課題

3, 大韓民国

概要

- ☞ 人口 5,022万人(2013年推計人口、出所：統計庁)
- ☞ 面積 100,033 km²
- ☞ 民族構成 ほとんどが朝鮮人で、ごく少数ながら中国系住民も存在
- ☞ 外国人人口 111万4000人約2%(2011) (そのうち約82万人が外国人移民・出稼ぎ労働者)
中国人が31万8381人で53.0%(韓国系の朝鮮族が29万6326人)
次いでベトナム、フィリピン、インドネシア、タイ、ウズベキスタン、米国

3.1 流入移民の内訳



3.2 移民政策の歴史

- ☞ 従来は在留資格制度(ポジティブリスト)によって、受け入れを専門技術を有するものに限定。
- ☞ 1980年代 経済成長を迎え、労働力不足が顕著に
- ☞ 1991年 産業研修制度を導入
研修生の失踪、不法就労化する事態が相次ぎ、不法滞在の増加
- ・ 2003年 不法滞在者に対するアムネ스티(合法化)
- ☞ 翌04年 外国人雇用許可制開始、非熟練労働者の本格的な受け入れに踏み切る
外国人労働者の置かれている劣悪な環境改善
- ☞ 2006年 移民の人権を重視する新基本政策発表

3.3 永住権申請条件

- ☞ 国籍取得の場合、預金残高が3000万ウォン²以上
- ☞ 国会議員や地方自治体首長、法曹関係者、5級以上公務員、校長・教頭などの保証人
- ☞ 5年間の滞在許可がおりる「居住査証」により、5年間の滞在実績がある
- ☞ 投資家を対象とした条件として、50万ドル以上の投資、そして韓国国籍の従業員を5人以上の雇用実績がある方が対象です。企業投資ビザ(D8)にて3年位上の実績がある
- ☞ 500万ドル以上の投資を行い、法務局に永住権発行対象として適当と認められたもの
- ☞ 済州島への50万ドル以上の不動産投資を行った外国人に対して滞在許可があり、さらに5年位上滞在することよりの許可

²平均月収182,067円(2010)

3.4 現状と、今後の方針

- ☞ 晩婚化や少子化が問題で、2000年代以降の合計特殊出生率は世界最低レベル
- ☞ 世界一急速に高齢化社会が進行
- ☞ かつての単一民族国家から移民社会へと変貌を遂げつつある。
- ☞ 外国人労働者に対する不満がほとんどない
 - 政治エリートが存在
 - 特に短期労働移民にとって魅力的な国であるばかり

ご清聴ありがとうございました。